

厚生年金保険・国民年金事業の概況 (令和3年7月現在)

この統計では基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報を含まない。

1. 総括

(1) 適用状況

- 令和3年7月末の国民年金と厚生年金保険（第1号）の被保険者数は、6,274万人であり、前年同月に比べて、26万人（0.4%）減少している。

表1 制度別適用状況

	事業所数	被保険者数(人)			標準報酬月額 の平均(円)
		総数	男子	女子	
厚生年金保険（第1号）	2,543,159	40,958,392	24,994,232	15,964,160	312,665
船員以外	2,539,093	40,907,464	24,943,304	15,964,160	312,543
一般男子	・	24,942,856	24,942,856	・	354,747
女子	・	15,964,160	・	15,964,160	246,601
坑内員	・	448	448	・	365,714
（再掲）短時間労働者	38,665	550,734	142,562	408,172	146,348
船員	4,066	50,928	50,928	・	410,416
国民年金	・	21,779,006	7,446,221	14,332,785	・
第1号	・	13,780,441	7,260,879	6,519,562	・
任意加入	・	184,268	67,468	116,800	・
第3号	・	7,814,297	117,874	7,696,423	・
合計	・	62,737,398	32,440,453	30,296,945	・

注. 厚生年金保険（第1号）の被保険者のうち、坑内員及び船員は全員男子とみなした。

(2) 給付状況

- 令和3年7月末の国民年金、厚生年金保険（第1号）及び福祉年金の受給者数（同一の年金種別を除く延人数）は、4,478万人であり、前年同月に比べて、10万人（0.2%）増加している。

注. 厚生年金保険（第1号）の受給（権）者とは、厚生年金保険受給（権）者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給（権）者及び短期要件分の遺族厚生年金受給（権）者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。

表2 制度別年金受給者数

(単位:人)

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	35,899,418	15,577,537	14,154,269	473,440	5,677,389	16,783
旧共済組合を除く	35,576,518	15,387,407	14,092,368	471,001	5,609,383	16,359
旧法	732,836	245,446	182,524	28,718	260,148	16,000
新法	34,826,717	15,136,620	13,909,143	441,350	5,339,604	・
（再掲）基礎あり	26,936,674	14,120,983	12,451,609	300,348	63,734	・
基礎または定額あり	26,650,862	14,177,395	12,473,467	・	・	・
基礎繰上げあり	1,989,040	594,669	1,394,371	・	・	・
基礎繰上げなし	24,661,822	13,582,726	11,079,096	・	・	・
基礎及び定額なし	2,394,901	959,225	1,435,676	・	・	・
船員保険（旧法）	16,965	5,341	701	933	9,631	359
旧共済組合計	322,900	190,130	61,901	2,439	68,006	424
旧法	82,766	59,483	1,838	938	20,083	424
新法	240,134	130,647	60,063	1,501	47,923	・
（再掲）基礎あり	188,496	129,714	57,518	1,263	1	・
国民年金計	36,008,693	32,943,851	926,976	2,054,135	83,731	・
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	7,413,555	5,340,839	371,623	1,671,370	29,723	・
旧法拠出制	636,197	340,162	253,028	35,199	7,808	・
新法基礎年金	35,372,496	32,603,689	673,948	2,018,936	75,923	・
（再掲）基礎のみ	7,912,385	6,082,316	119,967	1,682,240	27,862	・
（再掲）基礎のみ共済なし	6,777,358	5,000,677	118,595	1,636,171	21,915	・
福祉年金	7	7	・	・	・	・
合計	44,782,948	34,270,698	2,572,118	2,225,964	5,697,385	16,783

注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者とは、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。

- 新法老齢厚生年金（第1号）のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
- 人数の合計は、厚生年金保険（第1号）と同一の年金種別の基礎年金を併給している者の重複分を控除した数である。
- 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者をいう。
- 「基礎あり」は、同一の年金種別の基礎年金の受給権を有する者をいう。
- 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
- 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。
- 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者をいう。
- 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

○ 令和3年7月末の国民年金、厚生年金保険（第1号）及び福祉年金の受給者の年金総額は、49兆9千億円であり、前年同月に比べて、3千億円（0.5%）増加している。

注. 厚生年金保険（第1号）受給（権）者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額である。

表3 制度別受給者年金総額

	総 数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号） 計	25,555,999	17,172,649	2,485,877	323,841	5,569,039	4,593
旧共済組合を除く	25,190,178	16,900,026	2,472,317	321,614	5,491,730	4,491
旧 法	758,512	383,250	68,753	33,616	268,497	4,396
新 法	24,397,846	16,501,303	2,403,322	286,022	5,207,199	.
（別掲）基礎年金	18,353,028	9,979,552	8,056,825	255,542	61,109	.
船員保険（旧法）	33,820	15,473	242	1,977	16,034	95
旧共済組合 計	365,820	272,623	13,560	2,227	77,308	102
旧 法	149,657	124,010	860	1,312	23,372	102
新 法	216,164	148,614	12,700	914	53,936	.
（別掲）基礎年金	139,889	96,611	42,232	1,045	1	.
国民年金 計	24,351,153	22,281,311	214,712	1,770,970	84,161	.
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	4,847,943	3,289,603	85,007	1,446,987	26,346	.
旧法拠出制	260,141	167,534	58,237	30,906	3,465	.
新法基礎年金	24,091,012	22,113,777	156,475	1,740,064	80,696	.
（再掲）基礎のみ	5,426,107	3,914,467	27,121	1,455,126	29,392	.
（再掲）基礎のみ共済なし	4,587,802	3,122,069	26,770	1,416,081	22,881	.
福祉年金	3	3
合 計	49,907,155	39,453,963	2,700,589	2,094,810	5,653,199	4,593

注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額である。

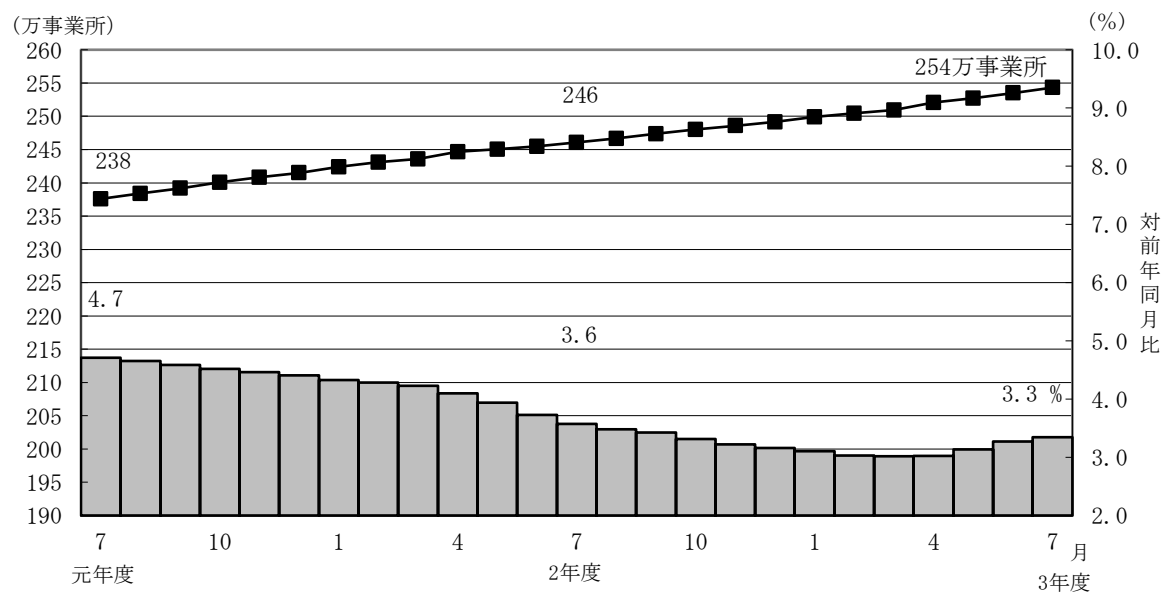
- 年金総額には一部停止額を含む。
- 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧JR共済、旧NTT共済、旧JT共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者の当該年金の年金総額である。
- 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者の年金総額である。
- 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の年金総額である。
- 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

2. 厚生年金保険

(1) 適用状況

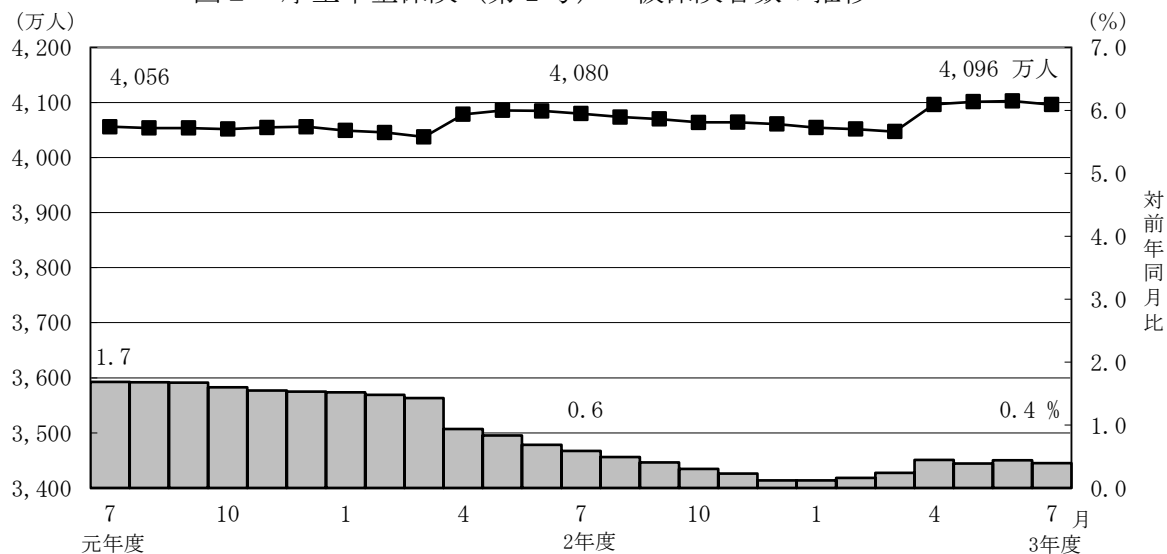
○ 令和3年7月末の厚生年金保険（第1号）の適用事業所数は254万事業所であり、前年同月に比べて8万事業所（3.3%）増加している。

図1 厚生年金保険（第1号）適用事業所数の推移



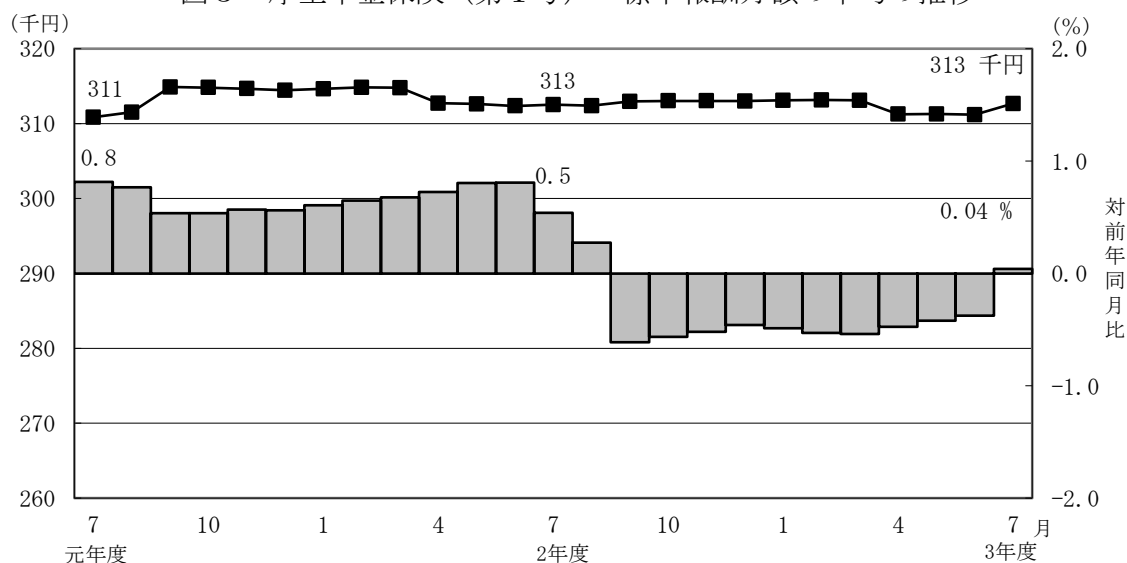
- 厚生年金保険（第1号）の被保険者数は4,096万人となっており、前年同月に比べて16万人（0.4%）増加している。内訳をみると、一般男子が2,494万人（対前年同月比5万人、0.2%減）、女子が1,596万人（対前年同月比22万人、1.4%増）、坑内員が4百人（対前年同月比21人、4.5%減）、船員が5万人（対前年同月比6百人、1.2%減）である。

図2 厚生年金保険（第1号） 被保険者数の推移



- 厚生年金保険（第1号）被保険者の標準報酬月額の前平均は、31万2,665円となっており前年同月に比べて0.04%増加している。内訳をみると、一般男子は35万4,747円（対前年同月比0.04%増）、女子は24万6,601円（対前年同月比0.5%増）、坑内員は36万5,714円（対前年同月比0.1%増）、船員が41万416円（対前年同月比2.0%増）である。

図3 厚生年金保険（第1号） 標準報酬月額の前平均の推移

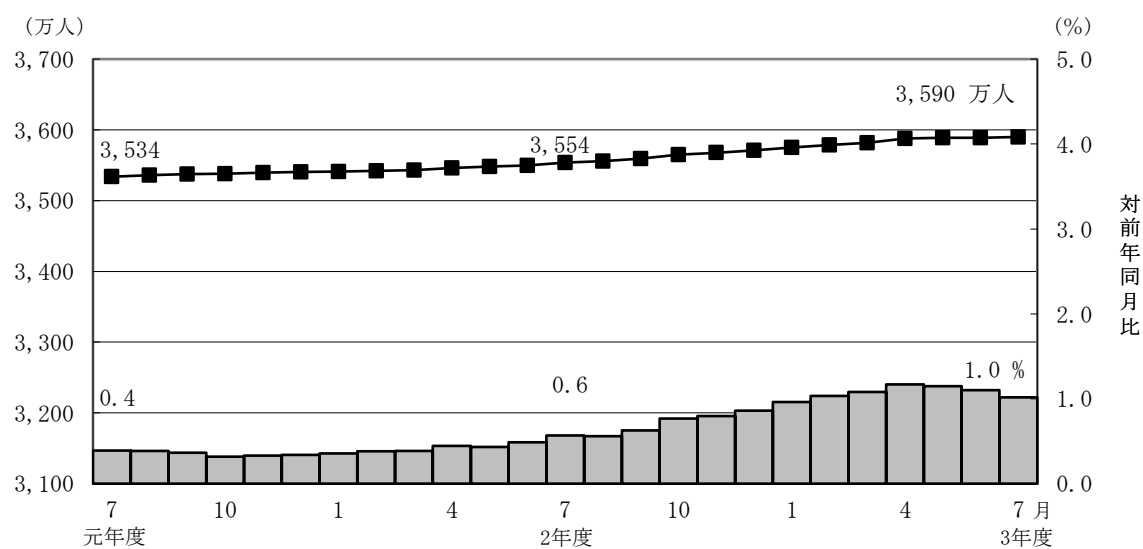


- 厚生年金保険（第1号）被保険者に係る賞与支給事業所数は42万事業所、賞与支給被保険者数は1,342万人、標準賞与額の前平均は42万3,441円となっている。

(2) 給付状況

- 令和3年7月末の厚生年金保険（第1号）受給者数は3,590万人（旧法厚年分73万人、新法厚年分3,483万人、旧法船保分2万人、旧共済分32万人）で、前年同月に比べて36万人（1.0%）増加している。
- 老齢給付の受給者数は2,973万人（旧法厚年分43万人、新法厚年分2,905万人、旧法船保分6千人、旧共済分25万人）で、前年同月に比べて28万人（1.0%）増加している。
- 障害給付の受給者数は47万人（旧法厚年分3万人、新法厚年分44万人、旧法船保分9百人、旧共済分2千人）で、前年同月に比べて2万人（4.0%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は569万人（旧法厚年分28万人、新法厚年分534万人、旧法船保分1万人、旧共済分7万人）で、前年同月に比べて6万人（1.0%）増加している。

図4 厚生年金保険（第1号） 受給者数の推移



- 令和3年7月末の厚生年金保険（第1号）の受給者に係る老齢年金の平均年金月額は、14万5,770円となっている。

- 令和3年7月末における失業給付との調整に該当する厚生年金保険（第1号）の受給権者数は4万人、高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は16万人となっている。

表4 雇用保険の給付と厚生年金保険（第1号）の受給権者に係る老齢厚生年金との調整

	失業給付								
	件数（人）			総停止年金額（千円）			平均停止月額（円）		
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
令和3年 2月	40,493	23,597	16,896	23,604,271	20,376,409	3,227,862	48,577	71,960	15,920
3月	39,623	22,992	16,631	23,192,102	20,005,555	3,186,547	48,777	72,509	15,967
4月	38,576	22,141	16,435	22,489,613	19,332,510	3,157,103	48,583	72,763	16,008
5月	42,288	24,915	17,373	25,122,000	21,766,635	3,355,365	49,506	72,803	16,095
6月	44,715	26,517	18,198	26,660,303	23,137,258	3,523,044	49,686	72,712	16,133
7月	44,757	26,515	18,242	26,680,973	23,168,620	3,512,353	49,677	72,816	16,045

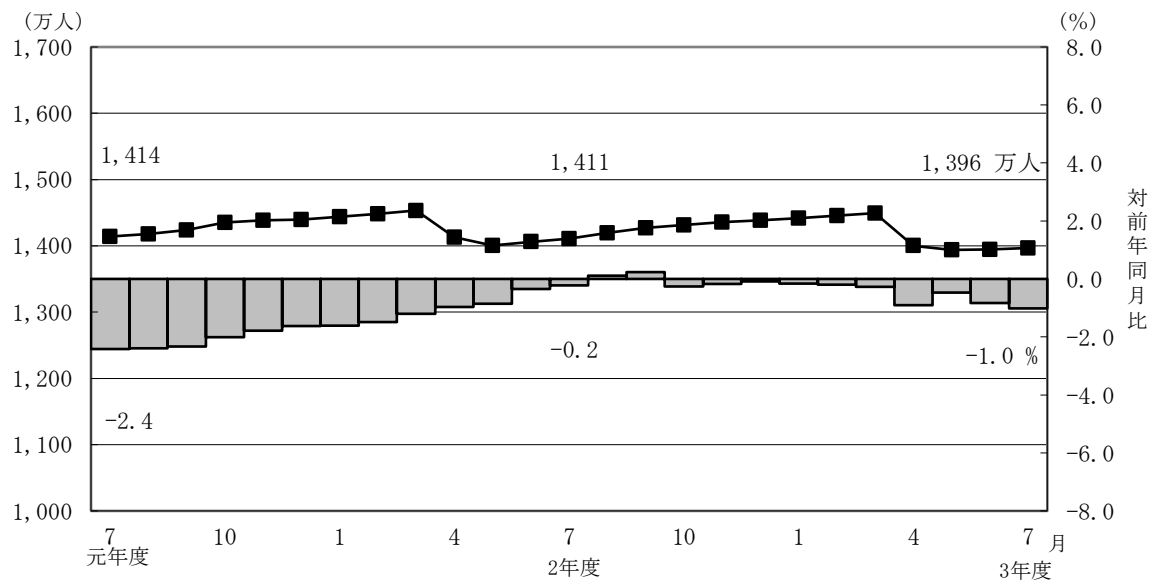
	高年齢雇用継続給付								
	件数（人）			高年齢雇用継続給付による停止総額（千円）			平均停止月額（円）		
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
令和3年 2月	161,282	153,202	8,080	21,243,026	20,490,316	752,709	10,976	11,146	7,763
3月	160,592	152,516	8,076	21,104,082	20,355,184	748,897	10,951	11,122	7,728
4月	161,098	153,045	8,053	21,172,456	20,427,252	745,204	10,952	11,123	7,711
5月	157,552	149,503	8,049	20,613,217	19,887,055	726,162	10,903	11,085	7,518
6月	158,100	150,301	7,799	20,781,865	20,067,887	713,978	10,954	11,126	7,629
7月	159,478	151,794	7,684	21,038,397	20,323,728	714,669	10,993	11,158	7,751

3. 国民年金

(1) 適用状況

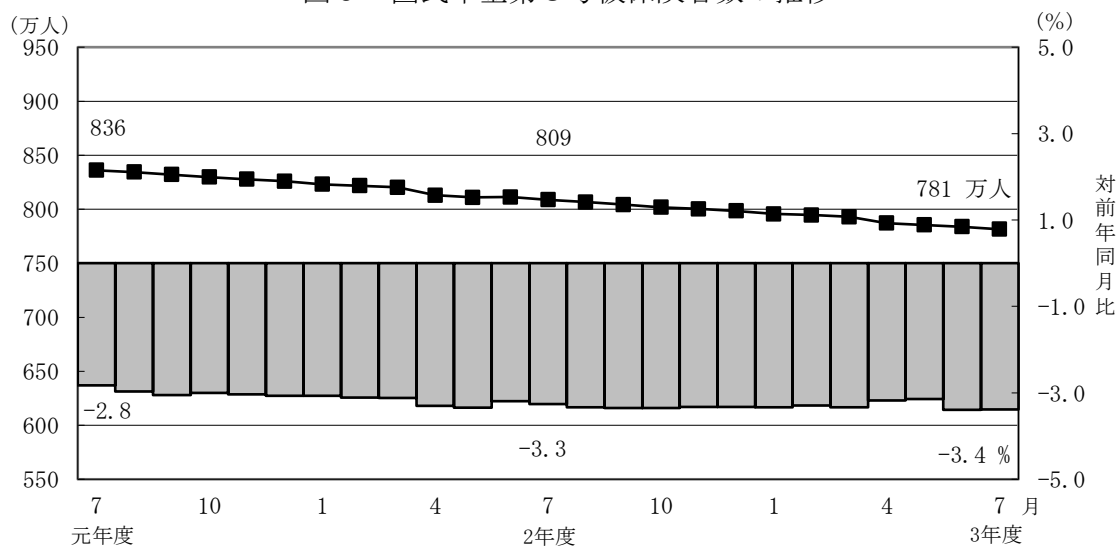
- 令和3年7月末の第1号被保険者数（任意加入被保険者を含む。）は、1,396万人となっており、前年同月に比べて14万人（1.0%）減少している。内訳をみると、男子は733万人（対前年同月比4万人、0.6%減）、女子は664万人（対前年同月比10万人、1.5%減）である。

図5 国民年金第1号被保険者数（任意加入を含む）の推移



- 第3号被保険者数は781万人となっており、前年同月に比べて27万人（3.4%）減少している。内訳をみると、男子は12万人（対前年同月比1千人、1.2%増）、女子は770万人（対前年同月比28万人、3.5%減）となっている。

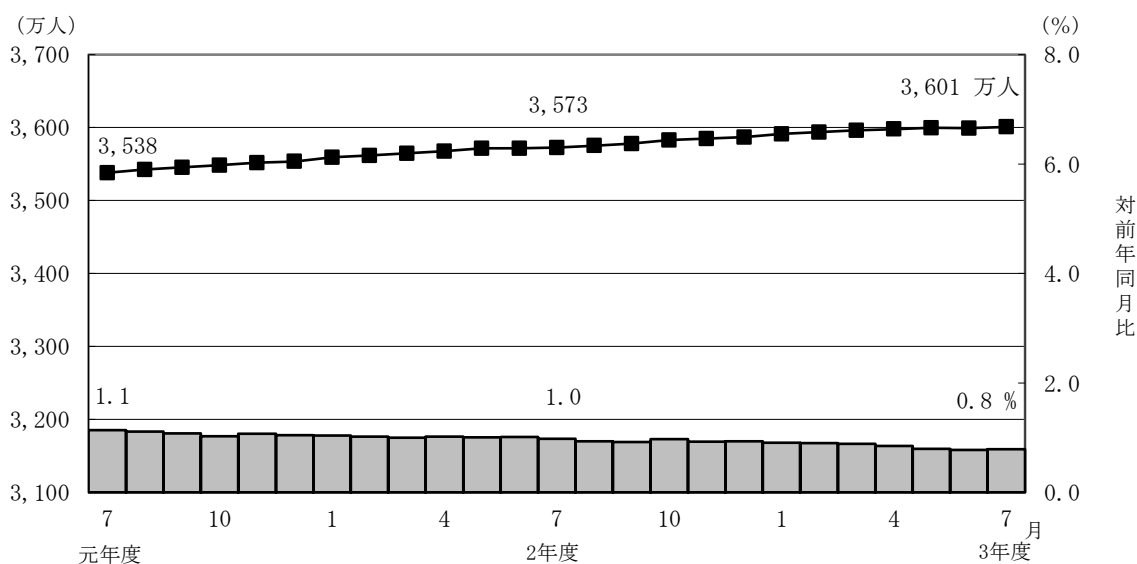
図6 国民年金第3号被保険者数の推移



(2) 給付状況

- 令和3年7月末の国民年金受給者数は3,601万人（旧法拠出制64万人、基礎年金3,537万人）で、前年同月に比べて28万人（0.8%）増加している。
- 老齢給付の受給者数は3,387万人（旧法拠出制59万人、基礎年金3,328万人）で、前年同月に比べて23万人（0.7%）増加している。
- 障害給付の受給者数は205万人（旧法拠出制4万人、基礎年金202万人）で、前年同月に比べて5万人（2.6%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は8万人（旧法拠出制8千人、基礎年金8万人）で、前年同月に比べて1千人（1.5%）減少している。

図7 国民年金受給者数の推移



- 国民年金の老齢年金・25年以上の受給者の平均年金月額は、令和3年7月末で5万6,362円となっている。
老齢年金・25年以上の新規裁定者（受給者）の平均年金月額は、5万4,191円となっている。
- 旧法老齢年金受給権者及び同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金の老齢給付の受給権者について繰上げ受給の状況を見ると、7月は新規裁定者1万人のうち繰上げ受給権者が8百人となっており、繰上げ受給率は5.9%である。なお、令和2年度新規裁定者の繰上げ受給率は5.5%となっている。